

関西医科大学 障がいのある学生の支援に関する方針

1. 目的

この方針は、関西医科大学（以下「本学」という。）が「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」その他の定めに基づき、「学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあう大学を目指す。」ために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この方針における「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

3. 不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所や時間などを制限すること、障がいのある学生でない学生に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある学生の権利利益を侵害することを禁止する。

4. 合理的配慮

障がいの特性や障がいのある学生が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について関係部署に過重な負荷をかけることなく、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する。合理的配慮の提供に当たっては、教育目標や公平性を損なう評価基準の変更、合格基準を下げるなど、教育・研究の目的・内容・機能など本質的な変更への対応は行わないよう留意しつつ、障がいのある学生の性別、年齢及び障がいの状況に応じて配慮する。

5. 支援体制

(1) 申出

- ・障がいのある学生は、入学前又は在学中のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。
- ・支援の申出は、入学前は入試センター、在学中は障がいのある学生が所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）を通じて障がい学生支援室が受理し、障がい学生支援室は、支援委員会に当該申し出を報告する。

(2) 支援計画策定

- ・支援委員会は、障害のある学生からの支援の申し出に対し具体的支援が円滑に行われる

よう関係部署と協議し、支援計画を策定する。

(3)合意

・支援委員会は、申出を行った障がいのある学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、共通理解及び合意の形成を図る。

6. 情報公開

本学への入学を希望する障がいのある者や本学に在籍する障がいのある学生に対しては、支援方法や支援体制等の情報を公開する。

7. 改廃

この方針の改廃は、支援委員会並びに教育研究推進委員会の議を経て、学長が決定する。

附則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。